

自動車損害保険実務他人の法律事務の取り扱いについて

弁護士法

「当事者性」を正当性の根拠とする、非弁護士の法律事務扱い実態について

まず保険金支払手続きにおいては、弁護士ではない者、もしくは、弁護士資格を持たない弁護士の補助員が、法律事務の取り扱いを行う弁護士法72条違反行為については、「当事者性がある」という理由で行う事が出来ると社会に公知しています。

同様の事は、弁護士法違反に問われた西村眞悟当時代議士の事件も記憶にまだ新しい。

整理するために「当事者性がある」事が不法行為に成らない根拠に成ると仮定します。

すると逆の仮定では「当事者性が無い場合」非弁護士が法律事務を取り扱う事が違法行為にあたる事になり、どのような違法行為かといえ、以下にあたります。

【弁護士法72条（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止。抜粋）

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。（弁護士法72条抜粋）】と法律で定められています。

この不法行為が「当事者性」がある事で違法ではないという理由により、当事者ではない非弁護士による示談屋行為や事件屋行為が広く行われ横行している事実があります。

ここで明確にしなければ成らないのは、「当事者性です」。

保険者は保険金を納品する債務者であり、示談当事者加害者代理人ではありません。

加害者を債権者とする保険契約に基づく保険金というものは、現実社会の中では必ずしもすべての被害者に対して平等ではありませんから、保険会社の当事者性の範囲は、保険契約に基づく保険金の範囲に限定された当事者性と言う事に成ります。

加害者の保険契約による保険金は、実態として必ずしも裁判における賠償水準とは成りませんので、保険会社案で示談しなければ成らない債務責任が被害者にありません。

また2012年自動車保険の解説18頁（3）（ロ）には、「被害者直接請求権の導入」と、このように当事者性について明確に条件提示されています。

【被害者が加害者の契約している保険に対して、保険金の直接請求を行使出来るものとし、その上で保険会社の当事者性を強く打ち出す事とした】とう条件が示されており、その額は全国の被害者に不平等が起らないように、「裁判における賠償水準」を保険会社の責任で常に把握共有して被害者に提示する事に成っていますから、「被害者が保険会社に対する直接請求を理解していない時」「保険会社が賠償水準を提示していない時」この2つの条件のいずれかの事実があれば、これは「当事者性」がありませんので違法なはずで

法生活の営みの中には、被害者の権利である「直接請求の意思」に依存する「保険会社の当事者性」は、加害者により事故通報された直後の保険会社には存在していませんので、加害者の意思をもって加害者の代理交渉行為を開始する事は、単なる用心棒行為です。

以上と他の実態を考慮しますと、被害者救済されない社会問題について、次の原因が明確に成ります。

- (1) 消費者が加害者に成った場合に訴えかけ、加害者に成った時に保険契約によって用心棒が素早く駆けつけ、加害者を責任から解放するように思わせる告知をし、他保険契約と比較した時に有利であると消費者に認識させて、保険購入を働きかける保険商品は、「当事者性」がないにも関わらず、保険会社が当然に加害者の用心棒が出来ると確定した告知をしている事になるので、違法行為を適法であると「誤認を与える商品」であると判断する。
- (2) 損保会社が、お願いや交渉を「他人」に対して行っている、「非弁護士を取り扱う法律事務」の種類は、「消費者（被害者）の修理契約や清算」「患者（被害者）の治療契約や清算」「被害者の損害賠償」「消費者（被害者）のロードサービス契約の清算」「消費者（被害者）の代車契約や清算」他、同様に加害者への保険金納品債務がある場合は「消費者（加害者）の消費に関する清算」である。
  - 1・賠償保険は「かかる費用」を填補する契約であり、示談をしたら「かかった費用を払う」時系列が矛盾する2つの契約内容が混在している契約であるため、加害者の民法に基づく填補賠償責任は、保険会社から被害者へ直接振込む事では法に基づく賠償履行ができない。法と契約に基づけば、加害者が被害者に填補し、示談後に損保会社が加害者に対して清算払いしなければ成らない。
  - 2・「実態は被害者が立て替える」会計処理に成るが、「被害者に負担させる訳にはいかない」という保険者側の理由で、賠償にも保険契約にも全く関係ない「他人」に金銭を立て替えさせる事を、金銭の源泉にいる填補債務不履行の立場を使って支配しているので、「他人」と消費者（被害者）間に存在する法律事務である、「かかった費用の引換え払い清算」が契約と法に基づいて行えない。
  - 3・各保険会社側の「鑑定、代理、仲裁」交渉は、「非弁護士の取り扱う法律事務」として「他人」の債権を、「協定」と称して減額交渉する実態がある。「協定」は、保険契約や修理契約、または法を根拠としている事が認められない他人同士の法律事務代行行為であり、裁判における賠償水準額に保険金を合わせるという信義は履行されているといえない。

賠償水準に合わせて保険金額提示をする債務者である損保会社は、「協定」により保険金に合わせて賠償水準であるとする「協定」により法を冒涇している。
  - 4・保険金基準を上位に置き、裁判基準を下位に取り扱っている。
  - 5・このように保険金という商品の出庫を「かかる費用である填補」で行わずに、「かかった費用を協定」して、「填補」処理をする循環取引が行われている。
- (3) (2)にあたり、不法行為である「協定」に「他人」が応じる前提として、不法行為を申し出る事そのものが社会倫理に反し、その無権代理行為の不調を理由に保険金を払わなかったり支払条件提示したりするのは脅迫行為である。

ゆえに、保険契約納品額決定に対して、消費者の修理代清算相手が関与する「協定」は、他人の保険契約の清算という法律事務を取り扱い、結果修理代清算代金を高額に得るための行為であるから、当事者の利益に相反する違法行為と判断する。

また、修理契約清算代金に対して、消費者の保険金納品清算相手が関与する「協定」は、他人の修理契約の清算という法律事務を取り扱い、結果保険金納品額を少なくすくなくし利鞘を得るための行為であるから、当事者の利に相反する違法行為と判断する。

鑑定人がこの行為を持ちかけ行う相手は、主に騙しやすい弱者である。

医者に対しては行わず、修理工場や被害者などには行う。修理工場には、その部品代には行わず、工賃に対してのみに行い、弱者の労働対価を削ぎ納税と競争と意欲を阻害する。

保険契約の制限により、本来保険金は填補されるものであるから、「協定」は当然修理契約締結前に保険金納品を履行させなければ契約違反と成るものである。

単純には、「消費者が修理契約の債務者に成る前に、保険金額がいくらで納品されるのかを保険金債権者当事者に速やかに告知する債務者が保険会社である」

鑑定人や損害調査責任者は「消費者のために協力しないのか」と、「弱者」に対して繰り返し恫喝して消費者の消費済み支払債務不履行相手債権者に「協定」を応じさせる。

そして弱者を（3）による脅迫により恐喝行為をするのが、日常異常の「協定」である。

これは「後協定」と呼ばれ、通常鑑定人が修理代清算など弱者の法律事務債権を勝手に取り扱う行為であると結論付けられる。

消費者が保険金債権者として「保険金を受け取る事ができない」、「その額が修理代債権に満たない」そういった保険契約の法律事務取扱情報事実を、保険契約に関する法律事務の取り扱いの他人である弱者に対して告知する事で、弱者に責任があるように騙し消費者の保険金債権者としての法律事務で取扱うべき個人情報消費者不在で直接扱う事になる。

弱者は保険契約内容を部外者として当然認知していないので、消費者を債権者とする保険金支払い条件に、「協定」が条件となっていると騙され応じる事になる。

対して「先協定」という契約上当然の制度がある。

保険業界がイレギュラーと表現するが、「協定」を交渉として弱者側が求めた時は、弱者が他人の法律事務を取り扱う、消費者の無権代理行為を積極的に行っている事になる。

騙されているとしても、制度としてはそうなる。

しかし弱者が納品した後で「保険金納品不履行」が発覚し、修理代の引換え払いが履行されない事から、結局「後協定」により、「かかった費用」を減額される事が多い。

したがって「協定」という、他人同士がお互いに対して、消費者を当事者とする債権を代理し、修理工場が保険金を請求したり、保険会社側が修理代交渉をしたりするのは、そもそも他人の法律事務を取り扱っている。

もちろん、人身被害者という弱者に対しても、同様の交渉事が行われている。

この弱者に向けて行われる「協定」という方法論は、損保会社が優位的立場にあると第三者（弱者）を錯誤させて、第三者を支配するところからはじまり、第三者の意見を言霊にとって被害者にも向けられるが、本当は単なる保険料に対する商品引渡し債務者である。

近年社会に目立つ事で、捜査機関や訴訟判例と損保会社の見解が異なるという事がある。主に「過失割合」と「額」についてそれが紛糾の原因と成る。

社会通念側にいる被害者は、保険会社から提示された案を「損保会社はおかしい」と評価しているという事である。

「賠償額が増額する」「損保会社主張提示の過失割合を裁判基準で獲得する」などをうたった弁護士の広告も実際社会に目立つから、損保会社基準は裁判基準ではないといえる。

したがって被害者は、そもそも損保会社から裁判における賠償水準を基準とした提案を受けていないという事であり、加害者と損保会社間の契約に基づくので、加害者が結んだ契約に支配される損保会社基準は、そもそも被害者に対して提示するものではない。

損保会社が保険会社基準に基づき提示する相手、それはそもそも契約者、すなわち加害者なのである。

損保会社基準は、あくまでも保険契約債権者の加害者が受け取る保険金の範囲というだけの事であるから、当然加害者には保険金で不足する分を補い賠償する債務がある。

損保会社は保険金の範囲に限った当事者性しか持ち合わせないので、保険金の額以上の当事者性がないから、保険金の額以上について、示談代行交渉ができないのは当然である。

被害者は裁判における賠償水準に満たない保険金で示談するように、保険会社側から示談交渉される必要が無い。

賠償額のうち、保険金がいくら払われるかというだけの事であり、その額で示談するか、裁判における賠償水準により示談するかを決めるのは、被害者と加害者当事者である。

「消費者（被害者）の修理契約や清算」「患者（被害者）の治療契約や清算」「被害者の損害賠償」「消費者（被害者）のロードサービス契約の清算」「消費者（被害者）の代車契約や清算」他、こういった消費者の失われた財産を填補する目的で、「損害保険」は商品化され、金融庁が許可して販売しているから、これらは必ず法に基づく代金回収から納品までがされる前提である必要があり、金融庁は法令厳守のガイドラインを示す義務がある。

しかし実態は填補せず、修理契約、治療契約、損害賠償、ロードサービス、代車契約、これらの売り手当事者は、買い手当事者である消費者との間で契約して契約上の対価を金銭として消費者から受け取る会計処理と成るのが社会通念だが、損保会社はこれらを身勝手に保険金請求債権者の代理人となるよう誘導し、他人の健全な法生活の営みの中の、ごく普通の社会通念における代金回収清算法律事務を妨げ、その後「填補」処理している。

消費者の填補後に決定される発注法律事務は、填補債務者の損保会社側が消費者を説得して代行して取扱いしているが、消費者の支払債務発生時に填補されている保証はない。